令和4年度定期監査結果の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、 令和4年度事業について定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定に より、別紙のとおり公表します。

令和5年 2月21日

藤岡市監査委員 長野良一

藤岡市監査委員 冬 木 一 俊

藤岡市長 新 井 雅 博 様 藤岡市議会議長 窪 田 行 隆 様 藤岡市教育長 田 中 政 文 様 藤岡市選挙管理委員会委員長 松 本 勝 雄 様 藤岡市農業委員会会長 秋 山 幸 夫 様 藤岡市等公平委員会委員長 飯 田 有紀子 様 藤岡市固定資産評価審査委員会委員長 小 暮 滿 様

藤岡市監査委員 長 野 良 一

藤岡市監査委員 冬 木 一 俊

令和4年度定期監査結果報告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、 令和4年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次 のとおり報告いたします。

1. 監查対象

企画部	秘書課 企画課 地域づくり課 財政課
	複合施設建設室
総務部	総務課 職員課 地域安全課 契約検査課
市民部	市民課 税務課 納税相談課 保険年金課
健康福祉部	健康づくり課 福祉課 元気長寿課
	介護保険課 子ども課
森林環境部	森林課 環境課 清掃センター
経済部	商工観光課 農政課
農業委員会事務局	
都市建設部	土木課 建築課 都市計画課 都市施設課
	区画整理課
鬼石総合支所	鬼石振興課 にぎわい観光課

上下水道部	経営課 水道工務課 浄水課(浄水場)
	下水道課
会計管理者	
議会事務局	
教育委員会	教育総務課 学校教育課 生涯学習課
	文化財保護課 スポーツ課 学校給食センター
	図書館
介護老人保健施設鬼石	
監査委員事務局	

2. 監査の期間

令和4年10月14日から令和5年2月6日まで

3. 監査の範囲

- (1) 企画部、総務部、市民部、健康福祉部、都市建設部、上下水道部 令和4年4月1日~令和4年9月30日執行分まで
- (2) 森林環境部、経済部、農業委員会事務局、鬼石総合支所、会計管理者、 議会事務局、教育委員会、介護老人保健施設鬼石、監査委員事務局 令和4年4月1日~令和4年11月30日執行分まで

4. 監査の方法

各部課等において執行された財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適 正かつ効率的に行われているか否かを主眼とし、次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、対象ごとに監査項目を定めて、事務局職員による書類や帳簿等の試査、照合や確認などの予備監査を行った。
- (2) 課長等以下関係職員から事務事業の執行状況についての説明を受け、質疑応答形式により実施した。
- (3) これと併せ、定期監査の一環として令和3年度及び令和4年度事業として市が実施した以下の事業実施について、現地調査を実施し、担当課職員から内容聴取を行った。

令和5年2月6日(月)

藤岡市元気サポートセンターふじの花(指定管理) 市道107号 橋梁補修工事(烏川大橋)(土木課担当)

(4) 重点事項として、内部統制に依拠した監査、リスクに着目した監査を行うために作成したリスク評価表から、リスクの発生頻度が多く、リスクがもたらす影響度の大きいものの中から、土地の借用事務について重点を絞り監査を行うこととした。土地の借用事務については平成28年度も重点事項として監査しており、改善状況なども併せて確認を行った。

一般会計、特別会計において、令和4年度に借用されている全土地を対象 とし、書類確認を行った。そのうち、買収や賃料の交渉に苦慮しているもの などについて聴取り調査を実施した。

① 実施日 令和4年10月19日~令和5年1月27日

② 対象部署 5部6課(抽出)

「総務部」地域安全課

「都市建設部」 建築課、都市施設課

「健康福祉部」 福祉課

[教育委員会] 教育総務課

「森林環境部 清掃センター

③ 応 対 者 課長、係長及び担当者

5. 監査の結果

今年度も新型コロナウイルス感染症の収束の兆しは見えず、感染対策を講じながら監査を行った。新型コロナウイルスの新規感染者は、全国的に増加減少をくり返す中、依然予断を許さない状況ではあるが、感染予防対策を講じながら、少しずつ経済活動が回復しており、ここ数年に比べて少しずつではあるが日常生活を取り戻してきた年度となった。引き続き事業の縮小・中止等はあるが、イベント等が実施される機会も増えてきた。市民への支援や給付対応、新型コロナウイルスワクチン接種などの業務が引き続く中で、通常業務も再開されて慌ただしい状況ではあったが、財務及び事務事業の執行は、昨年度是正を求めた事項を含め、おおむね適正に処理されているものと認められた。日常の事務等については、書類もよく整理されており、おおむね良好であった。公共工事の実施方法等についても、抽出して実施した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、 それぞれ口頭で個別の指導を行うとともに、所属長に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。

重点事項とした土地の借用事務については、おおむね適正に処理されていたが、賃借料の算定では「藤岡市市有財産貸付売払基準」によるもの以外に、旧鬼石町の基準を根拠とする契約や個別具体的な事情により独自の算定根拠による契約も見られた。契約の相手側間で不平等が生じてしまっている現状がある。個別具体的な事情により独自の算定根拠によらざるを得ない事例があることは理解できるが、賃借料及び算定根拠には常に一定の客観的合理性があることが求められるので、市民への説明責任が果たされるよう、算定根拠を明確にするとともに地価変動等の時勢変化を賃借料に適切に反映させることができるようにすることが望ましい。

本市を取り巻く状況は、少子高齢化の進展に伴う諸問題への対応や、長引く 地域経済の低迷脱出に向けた諸施策の推進、また老朽化した公共施設の維持補 修など、社会保障関係費や公債費などの義務的経費が増大しており、依然とし て厳しい行財政運営を強いられている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で社会全体が疲弊しており、先 行きが不透明な状況にある。

今後も、多様化する行政課題に的確に対応するため、長期的展望にたった 計画を着実に推進するとともに、経常経費の節減に努め、計画的かつ適切な 財政運営に万全を期されることを切に要望するものである。